

2017年3月1日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2017年4月1日から2020年3月31日までの3年間

## 2. 内容

目標1. 主に出産・育児をする職員を対象とした取り組み

- ①妊娠中及び出産後の体調管理のための休暇取得
- ②計画期間中に、女性社員の育児休業の取得率を80%以上にする
- ③育児中の時間外労働制限、勤務時間の変更、短時間労働の承認
- ④男性社員の育児休業取得の促進（歯科医師除く）
- ⑤子の出生時における、男性社員の休暇取得の促進（歯科医師）

<対策>

2017年4月～ 全職員への制度と取り組みの周知

2017年6月～ 担当者の研修会参加の促進

目標2. 年次有給休暇の取得の促進

- ①年次有給休暇の所得率をアップさせる

<対策>

2017年4月～ 制度の導入、職員への通達と取得促進

目標3. 育児休業終了後に現職に復帰できるような環境整備

- ①育児休業中の代替要員の確保
- ②子の看護のための休暇取得促進
- ③育児をしていない職員への協力体制の呼びかけと意識づくり

<対策>

2017年4月～ 現況の確認と職員のニーズ把握

2017年9月～ 院内マニュアルの作成と職員への通達